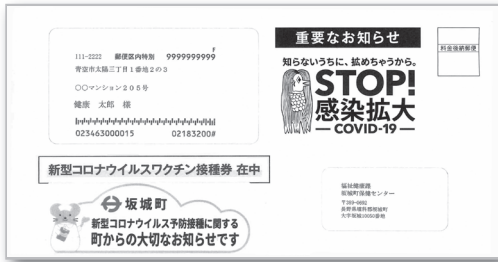


# 新型コロナ「ワクチン接種」のお知らせ

新型コロナウイルスの予防接種については、ワクチンの供給状況に応じ、順次、町民の皆様への接種を進めていく予定ですが、現時点では供給量が限られているため、当面は、令和3年度中に65歳以上に達する方（昭和32年（1957年）4月1日以前に生まれた方）への2回のワクチン接種を5月10日（月）から集団接種により実施します。詳細については、個別にご案内をお送りしています。

・65歳未満の方のワクチン接種についての日程等は現時点で未定です。決定次第、接種前に「接種券」「予診票」および「ご案内通知」等をお送りし、お知らせします。



▲ワクチン接種券等を送付する封筒

※ワクチンを接種するには、町から送付した接種券が必要です。接種当日まで大切に保管してください。

※予診票は必ずご記入の上、接種当日にご持参ください。記入漏れがあると接種に時間がかかる場合があります。

※65歳以上の方には順次接種券等をお送りしていますが、5月2日以降お手元に届かない場合は下記ワクチン接種相談ダイヤルまでご連絡ください。

## ワクチン接種における留意事項

### ●下記に該当する方は本ワクチンを接種できませんので、ご注意ください

- ・明らかに発熱している方（明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指しますが、37.5℃を下回る場合でも平時の体温が低い方など、発熱と判断される場合があります。）
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・本ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈・血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）の既往歴のある方
- ・上記以外で予防接種を受けることが不適当な状態にある方

### ●接種券は住民票のある住所に郵送します

坂城町に住民票があり、町外に住んでいる方は、実際に居住している市町村の窓口にご相談ください。なお、接種は原則として住民票のある市町村で受けていただきますが、下記の「やむを得ない事情」がある場合は例外として住民票のある市町村以外で接種することができます。

#### 住民票のある市町村以外で接種することができる「やむを得ない事情」

〈居住市町村への申請が必要〉	〈居住市町村への申請が不要〉
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出産のために里帰りしている妊産婦</li><li>・ 遠隔地で生活している学生、単身赴任している方等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長期入院、施設入所している方</li><li>・ 災害による被害にあわれた方</li><li>・ 基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合</li></ul>

上記の「やむを得ない事情」について詳しくは、下記ワクチン接種相談ダイヤルまでお問い合わせください。また、坂城町へ転入した方で、転入前の市町村の接種券をお持ちの方は、坂城町の接種券に変更しますので、転入前に発行された接種券を町保健センターまでお持ちください。

### ◎接種券、接種場所などについての問い合わせ【坂城町】

ワクチン接種相談ダイヤル ☎0570-026-882（平日9時～17時）  
5月1日（土）～6月21日（月）は土・日曜日及び祝日も対応します。  
ワクチン接種相談専用メールアドレス info\_c@town.sakaki.nagano.jp

### ◎副反応や効果などワクチンについての専門的な問い合わせ【長野県】

ワクチン接種相談センター ☎026-235-7380（8時30分～21時）

### ◎ワクチンについての総合的な問い合わせ【国】

厚生労働省ワクチンコールセンター ☎0120-761-770（9時～21時）

坂城町ホームページ  
ワクチン最新情報は  
こちらから



# 古着等の収集品目を変更します

町では令和2年4月に布類の収集範囲を拡大し、古着等を布類として収集してきましたが、新型コロナウイルスの影響で海外輸出や国内流通が進まない影響により、収集品目を変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。

主に防寒着類（ジャンパー、フリース、コート類、スキー・スノーボードウェア等）などについて収集を停止しますので、古着等として収集所やサンデーサイクルに出さないようお願いいたします。

一般的な衣類については今後も引き続き収集しますので、ごみの減量化と資源化を進めるため、不要となった布類の収集にご協力ください。



## 布類の出し方について

### 布類として出せるもの

#### 【古着】

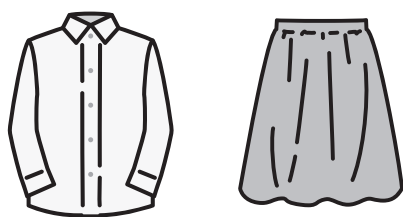
○一般的な衣類  
(Tシャツ、ワイシャツ、ブラウス、  
ジーンズ、スカートなど)

- 学生服
- パジャマ
- 水着
- 浴衣
- 作業着
- 肌着・下着
- 着物
- 帯

#### 【古布】

- 毛布
- シーツ
- 布団カバー
- タオル類

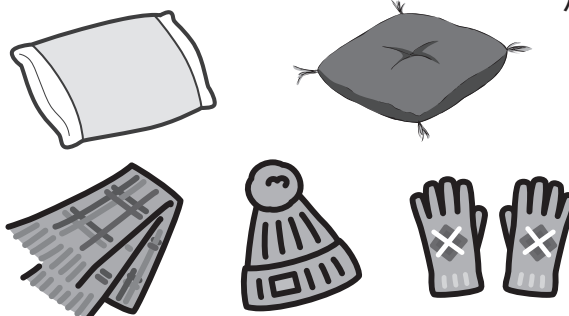
など



### 布類として出せないもの

- ×濡れているもの
- ×ニオイが強いもの
- ×玄関マット
- ×布団類(掛け布団、敷き布団、座布団、こたつ布団など)
- ×カーテン
- ×ネクタイ
- ×帽子
- ×コート
- ×毛皮・革製衣類
- ×ダウンジャケット
- ×著しく汚れているもの
- ×絨毯
- ×まくら
- ×マフラー
- ×ストッキング
- ×スーツ
- ×セーター
- ×スキー・スノーボードウェア
- ×スカーフ
- ×手袋
- ×靴下
- ×フリース

など



## 排出方法

ひもで十字に縛る、または透明・半透明のビニール袋に入れて、お住まいの地区の布類の収集日に出すか、サンデーサイクル(令和3年度の日程は広報さかき3月号10ページに掲載)に出してください。

## 注意事項

- 古着・古布は一緒に出すことができます。
- 古着・古布はきれいな状態にしてから出してください。(クリーニングの必要はありません。)
- 雨や雪などにより、布類が濡れてしまう恐れがある場合は、ビニール袋で覆うなど濡れないようにして出してください。
- ボタンやファスナーなど最初から衣類に付いているものは、そのまま出してください。

◎問い合わせ先 住民環境課環境保全係 ☎82-3111(内線125) 直通75-6204